第2章

環境の現状と課題



第1節 地球温暖化・気候変動

第2節 資源循環

第3節 自然環境

第4節 生活環境

第5節 都市環境

第6節 環境教育と協働・共創

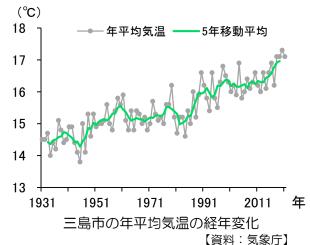
第1節|地球温暖化・気候変動



1年平均気温

気象庁・三島特別地域気象観測所のデータによると、本市の年平均気温は年々上昇しています。「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及するという目標が掲げられていますが、本市では90年間で既に約2℃上昇しています。また、真夏日(最高気温が30℃以上)、猛暑日(最高気温が35℃以上)、熱帯夜(夜間の最低気温が25℃以上)は増加、冬日(最低気温が0℃未満)は減少しています。

降水量では、2019 (令和元) 年 10 月 12 日の「令和元年東日本台風」において、本市で 1 日の降水量 362mm となる過去最大の記録となったほか、同年 12 月 2 日には 10 分間で 18 mm の豪雨を記録しました。



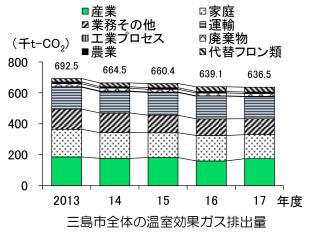
※5年移動平均は、当年を含む前後5年間の平均値で、 長期傾向をみるための指標。

②温室効果ガス排出量

【市全体】

2017 (平成 29) 年度に市全体から排出された温室 (千効果ガスの量は 636.5 千 t-CO₂ で、産業部門 (27.4%) 800 が最も多く、次いで家庭部門 (24.3%)、運輸部門 (22.4%)、業務その他部門 (16.4%) となっています。 400

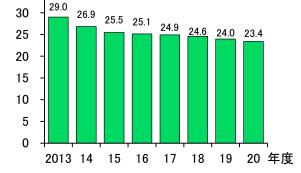
2013 (平成 25) 年度 (692.5 千 t- CO_2) と比較すると、8.1%の減少となっています。部門別でみると、業務その他部門 (-20.3%)、家庭部門 (-13.7%)、廃棄物部門 (-9.0%)、産業部門 (-5.9%) などは減少しています。



【市役所の事務・事業】

2020 (令和 2) 年度に市役所の事務・事業(一部事務組合を含む)から排出された温室効果ガスは 23.4 千t-CO₂ で、2013 (平成 25) 年度比で 19.3%削減しています。

これは、市独自の環境マネジメントシステムや「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)」に基づき、インフラ系施設における省エネ改修及び運用改善を実施したほか、防犯灯をはじめとした照明設備のLED化や小学校への太陽光発電設備の導入等を実施したことによります。



(千t-CO₂)

35

市の事務事業からの温室効果ガス排出量

三島市の環境マネジメントシステム

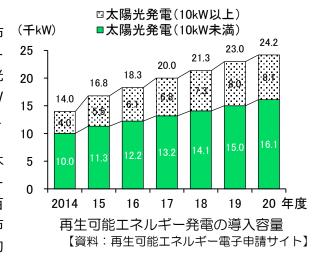
- 2000 (平成 12) 年度 ISO14001 認証取得
- 2009 (平成 21) 年度 ISO14001 自己適合宣言
- 2014 (平成 26) 年度 市独自のシステムに移行

③再生可能エネルギー・省エネルギー

【再生可能エネルギー発電の導入】

固定価格買取制度(FIT)導入容量によると、本市の2020(令和2)年度における再生可能エネルギー発電の導入容量は約24.2千kWであり、全て太陽光発電です。このうち、1件当たりの発電容量が10kW未満(主に家庭用)の発電容量が約16.1千kWで、全体の66.6%を占めています。

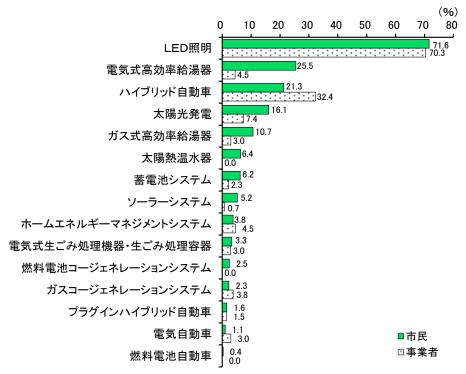
また、環境省「自治体排出量力ルテ」によると、本市の2019(令和元)年度における再生可能エネルギー発電の年間想定発電量(ポテンシャル量)は28.5百万kWhであり、これは2019(令和元)年度の本市全域における電力消費量約627.0百万kWhの約4.6%に相当します。



本市では公共施設への太陽光発電・蓄電池の導入を推進しており、太陽光発電は現在までに幼稚園、小中学校、エコセンターなどの9施設に導入実績があります。

【再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入率】

「第3次三島市環境基本計画に関する意識調査」(2020(令和2)年度)によると、再生可能エネルギー・ 省エネルギー設備の導入率は、市民、事業者ともに LED 照明やハイブリッド自動車が多くなっています。



再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入率

【資料:第3次三島市環境基本計画に関する意識調査】

- ●市域からの温室効果ガス排出量を削減するとともに、二酸化炭素吸収源への対策を推進し、 脱炭素社会を目指していくことが必要です。
- ●周辺環境と調和に配慮しながら再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、省エネルギーを推進していくことが必要です。
- ●進行する地球温暖化に伴う気候変動の影響に適応する取組の推進が必要です。

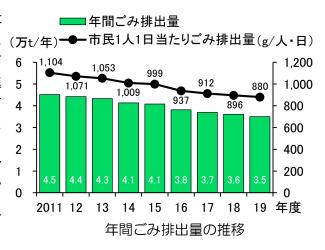
第2節 | 資源循環



①ごみの排出量

2019 (令和元) 年度の年間ごみ排出量は 35,339t であり、生活ごみは 74.5%、事業系ごみは 25.5%と (万t/年)—● 市民1人1日当たりごみ排出量(g/人・日) なっています。近年、人口減少による影響のほか、市 による啓発活動の強化、事業系ごみの適正処理の推進 及び食品ロス削減施策の推進によるごみ減量効果、市 民や事業者のごみ減量への取組や意識の高揚などに より、年間ごみ排出量は年々減少しています。

しかし、市民1人1日当たりのごみ排出量は880g/ 人・日で、国平均(918 g/人・日)、県平均(885 g/ 人・日) よりは少ないものの、県内の人口 10 万人以 上の都市で3番目に多くなっています。

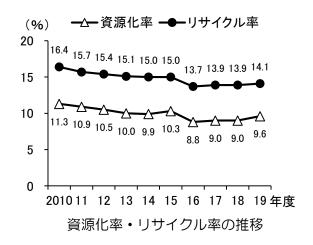


②ごみの資源化

本市では、市民から排出されたごみの内、びん、缶、ミックス古紙をはじめとする古紙類、ペットボ トル、白色トレイ・白色発泡スチロール、衣類など、25種類を資源化しています。2019(令和元)年 度からは、新たに靴・革製品などの資源化を開始しました。また、地域の子ども会や学校のPTA、自 治会などでもアルミ缶、びん、新聞紙やダンボールなどを集団回収し、資源化に取り組んでいます。

さらに、各地域では本市からの委嘱を受け、環境美 化推進員が分別指導などを行っているほか、市が実施 する養成講座を修了した「ごみ減量アドバイザー」が、 ごみの減量や資源化について、啓発活動を行っていま す。

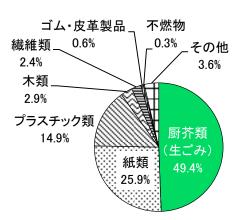
しかし、近年の情報通信技術の進展による紙離れ、 スーパーなどによる店頭回収や古紙業者による拠点 回収が行われるようになったことにより、2019(令 和元) 年度のリサイクル率は 14.1%でおおむね横ば いであり、県内の人口10万人以上の都市で3番目に 低く、県平均(18.2%)よりも低い状況となってい ます。



③燃えるごみの組成

2017 (平成 29) 年度に実施した燃えるごみの組成 分析調査によると、集積所に排出される燃えるごみの 中には、厨芥類(生ごみ)が湿重量で 49.4%含まれ ています。また、紙類が湿重量で 25.9%含まれてい ます。このうち、リサイクルできる紙類は約14%(約 2,900t) 含まれており、その中でもミックス古紙が 約9%(約2,000t)含まれています。

さらに、プラスチック類は厨芥類(生ごみ)、紙 類に次いで多く、14.9%を占めています。



燃えるごみの組成(湿重量)分析調査結果 (2017年度)

4 廃棄物処理施設

本市の清掃センターの中間処理施設は、2013 (平成 25) 年度から 2016 (平成 28) 年度にかけて約 15 年間の延命化のための改修工事を行いましたが、稼働から 30 年以上が経過しています。

また、焼却灰などを埋め立てる最終処分場は、残余容量が 10%以下とひっ迫している状況にあります。そのため、焼却固化灰等の一部を県外に搬出して延命化を図るとともに、新しい最終処分場の整備

に向けた取組を進めています。







⑤環境美化・不法投棄・ルール違反ごみ

ごみの不法投棄や飼い犬のふんの放置などを防止するため、1998(平成 10)年 6 月に「三島市ごみの不法投棄等防止条例」を施行しました。

また、2006(平成 18)年4月から「三島市快適な空間を保全するための公共施設における喫煙の防止等に関する条例」を施行し、歩行喫煙、吸殻などごみのポイ捨て、公共の場を汚す行為などを禁止し、一定の成果をあげましたが、受動喫煙の防止や吸殻などの散乱防止の強化のため、2011(平成 23)年7月より快適空間指定区域においては、路上喫煙を禁止することにしました。

山林、道路、空き地、河川などにみだりに廃棄物を捨てることを不法投棄といいます。近年は、不法投棄の監視及び回収の強化を図ったことなどにより、山間部などでの大規模な不法投棄は減少傾向にあります。しかし、ごみ処理施設の保全などを目的に、2016(平成28)年4月から、本市のごみの排出基準に従った厳格な収集を実施するようになったことで、本市の分別方法や排出方法に違反した集積所のルール違反ごみは増加傾向にあります。



- ●市民1人1日当たりのごみ排出量は減少しているものの、生ごみの減量などにより、さらに減らしていくことが必要です。
- リサイクル率の向上を図るため、燃えるごみに含まれている紙類(ミックス古紙)の分別 徹底や分別品目拡大などの検討を進めていくことが必要です。
- ●近年問題となっている食品ロス削減や生ごみの堆肥化、廃プラスチック類の削減や分別などを推進してく必要があります。
- ●ごみの減量や資源化により、最終処分場の延命化を図ることが必要です。さらに、新たな 最終処分場の整備に向けた手続きや、新たな中間処理施設の整備に向けた検討が必要です。
- ●増加傾向にあるルール違反ごみを減らしていくことが必要です。

第3節 | 自然環境



1動植物

【三島市で確認されている動植物】

2001 (平成 13) 年度から 2019 (令和元) 年度までに実施した「三島市自然環境基礎調査」では、 市域で 4,310 種の動植物が確認されました。

【重要種】

絶滅の可能性のある動植物として、「静岡県レッドデータブック(レッドリスト)」に掲載されている 198 種が確認されています。

環境省や静岡県で選定されている特定植物群落としては、「楽寿園の森」と「三嶋大社の社叢」の2件があります。

天然記念物として指定されている植物は、国指定 2件、県指定1件、市指定6件があります。





オキナグサ

ミナミメダカ

【外来種】

市内では、「外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)」に基づく特定外来生物として、合計 11 種が確認されています。また、環境省は、「外来生物法」では規制されていないが幅広く生態系などに悪影響を及ぼすおそれのある生物を「生態系被害防止外来種」として選定し、注意を呼びかけており、市内ではセイタカアワダチソウやミシシッピアカミミガメなどが確認されています。



オオキンケイギク【環境省提供】



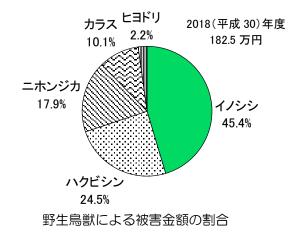
カミツキガメ
【環境省提供】

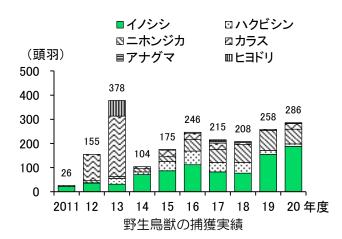
市内で確認された特定外来生物

植物 アレチウリ、ボタンウキクサ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、 動物 タイワンリス、ガビチョウ、ソウシチョウ、カミツキガメ、ウシガエル、ブルーギル、オオクチバス

【野生鳥獣】

本市では、山間地や住宅地付近などでイノシシ、二ホンジカなどの野生鳥獣による農業被害が深刻化しています。2018 (平成30) 年度の被害額合計は182.5万円で、イノシシによる被害が最も大きくなっています。2020 (令和2) 年度における野生鳥獣の捕獲実績は286頭羽で、近年はイノシシ、二ホンジカの捕獲頭数が増加傾向にあります。これは、未収穫作物の放置や耕作放棄地などの増加により、野生鳥獣が生活しやすくなったことが原因として考えられます。





②森林・農地・里地里山

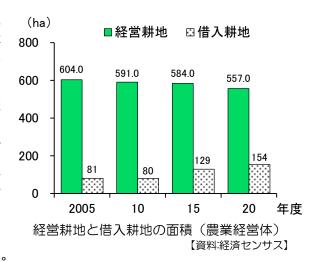
【人工林】

森林面積 2,313ha (市域総面積の 37%) のうち、スギ・ヒノキなどの人工林面積は 1,605ha (人工林率 69%) ですが、森林所有者の高齢化や価格の低迷のため、人の手が行き届いていません。このような人工林では、近年の台風被害により大規模な土砂災害の発生がみられます。そのため、本市では箱根西麓の森林について間伐を実施しています。



【農地】

農業の営みは、人々にとって身近な自然環境を形成するとともに、多様な生物が生息・生育する上で重要な役割を果たしてきました。しかし、近年では農業者の高齢化や担い手・後継者不足、農産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境は深刻な状況に直面し、農家数や農業人口、耕地面積は著しく減少するとともに、耕作放棄地が増加しており、担い手への農地の集積が求められています。これらの、地域が抱える農業問題について、各農家の意向を調査し、地域内での話し合いを行い、今後どのように解決していくかというプラン(人・農地プラン)の作成が重要になってきており、現在各地区において順次作成が進んでいるところです。



【里地里山】

里地里山は、都市域と原生的自然環境との中間に位置し、様々な人の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であるため、特有の自然環境が形成され、多くの野生生物が生息・生育する生物多様性の保全上重要な地域となっています。しかし、長い間、里地里山が放置されているため、生物の生息・生育環境への影響が懸念されています。

そこで 2005 (平成 17) ~2008 (平成 20) 年度にかけて、山田川流域の自然環境を生かし、里地里山の生態系に配慮しつつ、放置されている田畑、果樹園、竹林を市民農園方式により復元することにより、農業や自然体験などができるように環境整備を行い、現在は「山田川自然の里」として市民に活用されています。

また、近年では県内で被害が拡大しているナラ枯れ被害が市内でも確認されています。

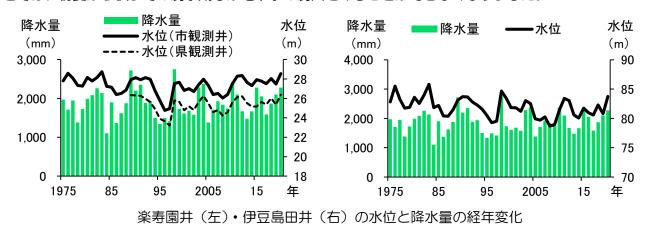
③河川・水資源

【河川】

市内全域を流れる河川は全て一級河川の狩野川水系に属しており、主要河川は大場川とその支川の沢地川、山田川、夏梅木川です。大場川は、箱根山に源を発して山麓を流れ、市域を南北に縦断し、各支川を集め、狩野川に流入します。市街地には富士山の湧水を源とする桜川、御殿川、源兵衛川が流れています。そのほか、松毛川、境川、函南観音川などの河川があります。

【湧水・地下水】

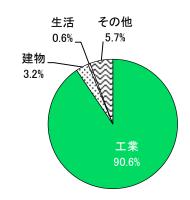
本市は、昔から「水の都・三島」と呼ばれていました。湧水の源である「三島湧水群」は、富士山麓に降った雨や雪が地下水となり、楽寿園小浜池や白滝公園などから湧き出したもので、源兵衛川、桜川、御殿川などを形成しています。しかし、1960(昭和35)年頃から工場立地が進み、地下水の使用量が増えたことや、都市化が進展したことにより地下水・湧水が減りはじめ、現在では小浜池、白滝公園などでは、初夏から秋までの湧水期しか地下水の湧出をみることができなくなりました。



【水利用】

本市の地下水は、水質が良好であり、年間を通じて水温の変化がなく、利用が簡易であることなどの理由から、古くから広く地域の人々に利用されてきました。黄瀬川流域(三島市、沼津市、清水町)における地下水揚水量の利用割合の内訳(2020(令和 2)年)をみると、工業用水が全体の90.6%と大部分を占めており、地域の産業を支える貴重な資源となっています。

本市の生活に用いる水道水は、地下水からの汲み上げや県からの受水 (湧水) に依存しています。2020 (令和2) 年度の市民1人1日当たりの水道使用量(平均配水量)は392Lであり、2011(平成23)年度と比べて減少傾向にあります。減少の要因としては、節水機器の普及や市民の節水意識の高まりなどによるものと分析しています。



地下水揚水量の利用割合(2020年) 【資料:黄瀬川地域の地下水状況】



の推移

20

4 身近な自然環境

市内には自然環境に親しみ、ふれあえる場所がたくさんあります。「世界水遺産(世界水会議)」、「平成の名水百選(環境省)」に選ばれた源兵衛川や「静岡県のみずべ100選」に選ばれた楽寿園小浜池、桜川、宮さんの川などは、県内外から多くの人が訪れています。また、2020(令和2)年8月に拡張整備された境川・清住緑地は、豊かな自然環境の中で貴重な生物を観察することができます。

山田川自然の里では、市民農園をはじめ、農業体験や散策ができる市民憩いの場として活用されています。また、国立遺伝学研究所や三嶋大社などの桜の名所、文教町イチョウ並木の紅葉など、植物 観賞の場所も多く分布します。

2018 (平成 30) 年 4 月、「伊豆半島ジオパーク」がユネスコ世界ジオパークに認定されました。本市にも大地(ジオ)が育んだ多くの魅力あるジオポイントがあり、三島溶岩や湧水群などをみることができます。



源兵衛川



山田川自然の里



楽寿園小浜池



国立遺伝学研究所前のサクラ



境川•清住緑地



文教町のイチョウ並木

身近な自然環境の代表的な場所

水とのふれあい	源兵衛川*1、小浜池*2、桜川*2、宮さんの川*2、雷井戸、境川・清住緑地、瀧川神社、
	三島梅花藻の里、白滝公園、上岩崎公園、菰池公園、水の苑緑地
花・紅葉などの	国立遺伝学研究所(サクラ)、三嶋大社(キンモクセイ、サクラ)、楽寿園(キク、
観賞	紅葉)、文教町イチョウ並木、妙法華寺(サクラ、紅葉)、長伏公園(サクラ)、
	上岩崎公園(サクラ)、源兵衛川(サクラ)、玉沢桜街道(サクラ)、塚原新田(サ
	│ クラ)、市山新田(坂公民館前)(サクラ)、子供の森公園(サクラ)、光ヶ丘緑地
	(サクラ)、末広山(サクラ)
自然観察	中郷温水池、長伏公園、沢地川、山田川、箱根旧街道、楽寿園、松毛川
キャンプ	市立箱根の里・箱根キャンプ場
農業体験	山田川自然の里、佐野体験農園
伊豆半島ジオパー	楽寿園・源兵衛川、菰池・白滝公園、三嶋大社、三島駅北口、塚原周辺、芙蓉台、
ク・ジオポイント	境川・清住緑地

*1:平成の名水百選 *2:静岡県のみずべ 100 選

【資料: こどもと自然ふれあいマップ、静岡県のみずべ100選、静岡県の湧き水100、自然観察コース100選ガイド、 ふるさとの自然(東部編)、静岡県のため池マップ、さくらの名所、花の名所180選、 伊豆半島ジオパーク三島ビジターセンター資料】

- ●生物多様性に関する調査を継続し、情報を蓄積・活用していくことが必要です。
- ●貴重な生物の保全や外来種の防除、生物との共生を図ることが必要です。
- ●生物の生息・生育の場である森林や農地、河川などの多様な自然環境を保全・管理していく ことが必要です。
- 事らしや産業に欠かせない豊富な水資源を保全・活用していくことが必要です。
- ●身近な自然環境を保全・活用していくことが必要です。

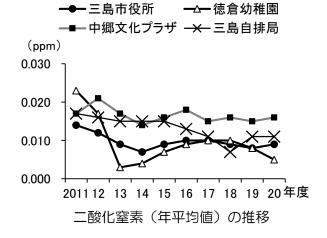
第4節 | 生活環境

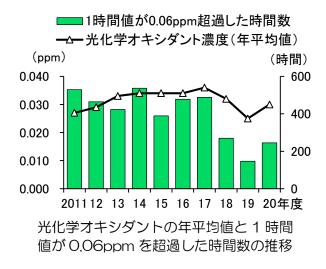


①大気汚染

環境中の大気については、市内 4 地点(徳倉幼稚園、中郷文化プラザ、三島市役所、三島自排局)の 測定局で、二酸化硫黄 (SO_2) 、二酸化窒素 (NO_2) 、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5)、 光化学オキシダントなどの測定を実施しています。光化学オキシダント以外の物質については、過去 10年間で全ての地点で環境基準を達成しています。

また、発生源への対策、工場への立入検査、ダイオキシンの定期測定などを行っています。





②悪臭

臭いに対する感じ方には大きな個人差があり、また、臭いの種類や発生源も様々です。悪臭に関する 苦情のほとんどは、野焼きや畜産施設に対するものです。本市では 2008 (平成 20) 年 4 月に、従来の「物質濃度規制」から人の感覚を用いて全ての臭いを判定する「臭気指数規制」に変更し、臭気指数規制値は、①市街化区域のうち住居地域(臭気指数 10)、②市街化区域のうち住居地域を除いた区域(臭気指数 13)、③市街化調整区域(臭気指数 15)と定めています。

③騒音・振動

自動車交通騒音について、2020(令和 2)年度は自動車騒音常時監視調査対象の 3 路線において自動車騒音面的評価を実施した結果、対象住宅等戸数 1,302 戸の 99.7%が環境基準を達成しています。

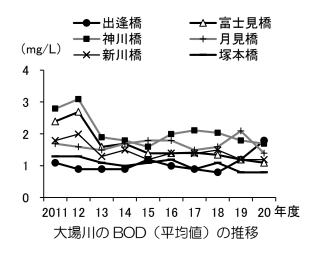
東駿河湾環状道路の開通により自動車騒音に変動が見込まれる 2 路線について、従来の方法で調査を 実施した結果、環境基準に適合していない時間帯がありましたが、要請限度は全て適合しています。

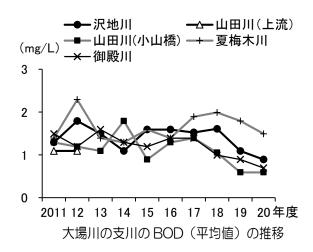
一般環境騒音については、市内全域から主要道路に面していない 37 地点で測定を行い、2020(令和 2) 年度の測定結果は全ての地点で環境基準を達成しています。

4水質汚濁

河川に関する環境基準としては、「生活環境の保全に関する環境基準(生活項目)」があり、主要河川ごとに類型指定され、市内の河川では大場川で設定されています。2020(令和2)年度は、大場川上流(出逢橋)のBODの75%値が2.2mg/L(環境基準2mg/L)で環境基準を達成していません。大場川の支川(沢地川、山田川、夏梅木川、御殿川)のBOD平均値の経年変化をみると、総じて横ばい傾向となっています。

地下水の水質測定については、年2回、井戸水3地点(佐野、中、長伏)と湧水2地点(一番町、竹倉)、また、河川水では1地点(松毛川)で、水質の環境基準である健康項目から選んだ16項目を測定しています。2020(令和2)年度の測定結果は、全地点・全項目で環境基準を達成しています。





5有害物質

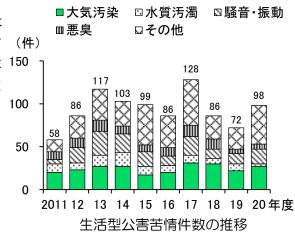
ダイオキシン類については、2020(令和2)年度に徳倉幼稚園、中郷文化プラザの2地点で大気、沢地川堰場大橋上、沢地処分場の2地点で水質のダイオキシン類を測定した結果、全ての地点で環境基準を達成していました。また、外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)については、2020(令和2)年度に大場川で4物質の測定を行った結果、全ての項目において検出下限値未満であり、重点調査濃度(国土交通省が重点的に調査を実施する際の目安として定めた濃度)以下でした。

空間放射線量については、2011(平成23)年3月より平日の1日1回、2020(令和2)年度より週1回、市役所庁舎敷地内で測定を実施しています。2020(令和2)年度の測定結果は、平均値が0.06µSv(マイクロシーベルト)/hで、静岡県が公表している周辺の測定結果と同程度であり、自然界の放射線量の範囲内と考えられます。

土壌放射能量については、年1回、三島市内の公民館、学校、公園などの土壌放射能量の測定を実施しています。2020(令和2)年度の測定結果は、放射性セシウム(合計)が不検出から21Bq(ベクレル)/kgでした。土壌の放射能量についての基準値は定められていませんが、稲の作付けに関する考え方の土壌中放射線セシウム量の上限値5,000 Bq/kgに比べ、低い値でした。

⑥生活型公害

2020 (令和 2) 年度の生活型公害苦情の受理件数は 98 件で、年度により増減があります。苦情内容として (件は、野焼きに伴う大気汚染、騒音・振動が多く、近年 ¹⁵⁰は「その他」に分類される空き家などの草木の繁茂に 伴う苦情が増加傾向にあります。 100



- 光化学オキシダントの注意報や微小粒子状物質の注意喚起情報を、直ちに市民に周知する体制を維持することが必要です。
- ●環境基準を達成していない自動車騒音、畜産排水が流れ込む中小河川の水質、その他の有害 物質などについては、継続的に測定・監視を行っていくことが必要です。
- ●大気汚染や騒音などに加え、空き家の草木の繁茂などに対する苦情へ対応が必要です。

第5節|都市環境



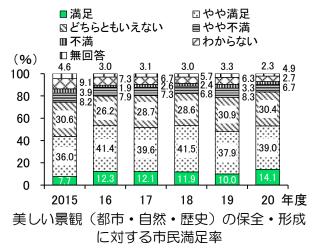
1景観

本市は箱根連山を背に霊峰富士を望み、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。また、古くから東海道の要衝として栄え、楽寿園や三嶋大社に代表される優れた自然的・歴史的・文化的景観を有しています。

本市の最も特徴ある景観要素は、市街地を流れるせせらぎと水辺の緑です。

市街地の随所から自噴する湧水は、源兵衛川、桜川、御殿川などのせせらぎとなり、水辺の緑と相まって潤いのある景観を創り出しています。

本市は2009 (平成21) 年に「三島市景観計画」を策定しており、市内全域を景観計画区域に定めて、良好な景観形成のための施策を推進しています。具体的には、特に良好なまちなみ景観を形成する必要がある地区を「景観重点整備地区」に、富士山・駿河湾を望むポイントを「眺望地点」に指定し、無電柱化と併せた修景整備や屋外広告物の規制・誘導などを実施しています。



「三島市景観条例」に基づく指定

景観重点整備 地区 (7地区)	源兵衛川「いずみ橋〜広瀬橋」地区、 白滝公園・桜川地区、大通り地区、 芝町通り地区、蓮沼川(宮さんの川) 地区、赤橋周辺(御殿川・鎌倉古道) 地区、一番町三島駅前通り地区
屋外広告物	東駿河湾環状道路沿道地区
誘導整備地区	三嶋大社周辺地区
(2 地区)	
眺望地点 (13 地点)	末広山、山中城跡、施行平、中郷温水池、向山古墳群、新城橋、新町橋、坂公民館、初音ヶ原(錦田一里塚下)、東壱町田みどり野公園付近、茶臼山、佐野見晴台片平山公園、三島青果市場

②歴史・文化

文化財は国指定文化財が25件、県指定文化財が13件、市指定文化財が48件、登録有形文化財建造物が9件あり、うち、史跡・名勝・天然記念物として17件が指定されています。

2018 (平成 30) 年5月には、「箱根八里」が文化庁の認定する「日本遺産」に県内で初めて認定されました。

また、「三島市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的風致の維持・向上に寄与する文化財などの保全・活用、管理などを実施しています。

上面,一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个		
	項目	名称
国指定	史跡	山中城跡、伊豆国分寺塔跡、箱根旧街道
	天然記念物	三嶋大社のキンモクセイ
	天然記念物・	楽寿園
	名勝	
県指定	史跡	向山古墳群
	天然記念物	御獄神社の親子モッコク
市指定	史跡	千枚原遺跡
	天然記念物	愛染院跡の溶岩塚、神明宮神社社叢、中のカシワ、願成寺のクスノキ、耳石神
		社のイタジイ、三嶋大社社叢、矢立の杉、鏡池横臥溶岩樹型、白滝公園溶岩塚

史跡・名勝・天然記念物一覧(2021(令和3)年1月現在)

③まちづくり

地域の拠点となる箇所に都市機能を、その周辺に居住をそれぞれ緩やかに誘導し、それらを公共交通でつなぐまちづくりを進めていくことは、自家用車から徒歩や公共交通機関へといった移動手段の転換を促し、環境への負荷軽減に大きく寄与します。

本市では、2019(令和元)年8月に「三島市立地適正化計画」を策定し、現状のコンパクトな形状の市街地の維持と、各拠点の周りの利便性が増すことによる居住人口の維持・増加を目指した「拠点ネットワーク型」のまちづくりを進めています。

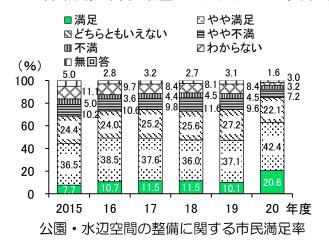
市街化区域内人口密度の比較 (2019(令和元)年)

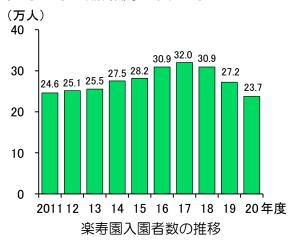
三島市	62.5 人/ha
静岡市	60.7 人/ha
函南町	57.9 人/ha
沼津市	53.7 人/ha
清水町	53.7 人/ha
浜松市	51.1 人/ha
長泉町	49.9 人/ha
藤枝市	48.3 人/ha

【資料:都市モニタリングシート (国土交通省)】

4公園緑地

公園や緑地は快適で健康的な都市生活を営む上で欠かすことのできない都市施設となっています。 また、市民の憩いの場となっている楽寿園の入園者数の推移をみると、2011(平成 23)年度以降、 2019(令和元)年度の新型コロナウイルスの影響を受けるまで、増加傾向にありました。

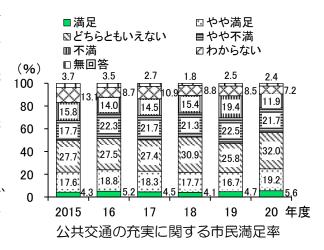




5交诵

本市を通る主要交通網は、道路では自動車専用道路の伊豆縦貫自動車道・東駿河湾環状道路のほか、国道1号、国道136号、主要地方道三島裾野線、主要地方道三島富士線、県道三島停車場線、県道三島田町停車場線、県道沼津三島線などがあります。

また、JR 東海道新幹線・東海道本線、伊豆箱根鉄 道駿豆線の鉄道のほか、伊豆箱根バス、東海バス、富 士急モビリティ、富士急シティバス、市内循環バス及 び市自主運行バスなど多様な公共交通があり、三島駅、 大場駅を中心に市内各方面に公共交通網が整備され ていますが、「バスなどの公共交通の充実」に関する 市民の満足率は横ばいとなっていることから、利用促 進施策を進めています。



- ●都市機能及び居住機能の集積と公共交通の利便性を高めたまちづくりが必要です。
- ●富士山や湧水などの景観資源や、歴史・文化遺産を保全・活用していくことが必要です。
- ●公園・緑地の整備や維持管理を継続していくことが必要です。
- ●公共交通ネットワークの整備や利便性の向上、混雑解消に向けた道路網の整備を引き続き進めていくことが必要です。

第6節|環境教育と協働・共創



①環境教育(学習)

環境問題を解決し、持続可能な社会をつくっていくためには、「環境を考え、行動する人材の育成」が重要であることから、あらゆる世代を対象に環境リーダーを育てる環境教育を積極的に進めています。

環境への意識を育んでいくためには、幼児期からの 環境教育が大切です。そのため、幼児には「環境への 意識の芽生え」を、小学生には「行動意欲の醸成」を、 中学生には「自発的行動の誘導」を、高校生以上の市 民には「リーダー性の発揮」を掲げ、各世代に応じて 段階的に発展していく環境教育の推進に努めています。

具体的には、幼児環境教育推進プロジェクトの推進、小学生環境探偵団の結成、中学生環境リーダー研修、環境ボランティア体験講座などを行うことによって、環境リーダーの育成人数は、2020(令和2)年度には1,895人となっています。



段階的な環境教育・環境学習の内容

技能的な環境教育・環境子首の内台			
対象	名称	概要	
幼児	幼児環境教育推進	保育園保育士と幼稚園教諭によるプロジェクト(幼児環境教育推進プロジェ	
	プロジェクト	クト)チームを結成し、環境教育教材バンクの設置、手づくり環境教育教材	
		の研究・開発、環境教育マニュアルの作成・充実、自然観察会などの園児参	
		加型プログラムなどを行っています。	
	自然観察会	保育園・幼稚園の近くにある公園、川、ビオトープなどで、植物や昆虫など	
		の観察を行い、生物や自然環境を大切にする心を培っています。	
	保育園や幼稚園で	保育園では野菜づくり、環境絵本の貸し出し、幼稚園では身近な自然環境の	
	の環境教育	中での活動や飼育・栽培体験、環境教材や廃材を活用した工作などを行って	
		います。	
	子育て支援セン	子育て支援センターでは、生活や季節に合わせた「エコ通信」を交流ひろば	
	ターでの環境教育	内に掲示し、環境教育の啓発に努めています。	
小学生	環境探偵団	毎年、市内の小学校 14 校の小学 4年生~6年生の代表により環境探偵団を	
		結成し、源兵衛川での水生生物観察会、富士山の森の散策、エコセンターで	
		の環境ワークショップなどの環境体験学習を行っています。	
	親子水生生物観察	夏休みに湧水河川の源兵衛川で水生生物を観察し、生物の生息状況から川の	
	会	汚れ具合を調べる環境学習を実施しています。	
	小学校用「環境読	教員と市職員が連携し、小学校の教育課程に準拠した補助教材として「環境	
	本」の作成・活用	読本」を作成し、小学4年生に配布して授業での活用を図っています。	
	COOL チャレンジ	静岡県地球温暖化防止活動推進センターとの連携により、小学校高学年を対	
	KIDs	象として行っているもので、こどもたちがリーダーとなり、家庭での地球温	
		暖化防止活動に取り組むプログラムを実践しています。	
中学生	中学生環境	中学生を対象に、富士山での環境体験学習などを通じて、環境問題への理解	
	リーダー研修	と認識を深めるとともに、これからの学校生活における環境保全活動のリー	
		ダーの育成を進めています。	
高校生	環境保全講演会	年2回、一般市民を対象に身近な環境問題から地球環境問題に至る様々な環	
以上		境についての講演会を開催しています。	
	事業者のための	市内の事業所で構成される三島地区環境保全推進協議会の主催により、先進	
	環境技術研修会	的な環境技術を導入した事業所の事例紹介などを行う研修会を開催していま	
	TTT + DD DT \ \ 22 \ \ \ \ 22 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	す。	
	環境問題学習会	市民を対象に、環境問題に関する理解を深めるため、各公民館主催の講演会	
		や講座・学習会などが開催されています。	

②環境情報

本市では、環境の現状や環境に関する施策の実施状況などを明らかにするため、年次報告書として「環境報告書~三島の環境~」を作成・公表するとともに、多様な媒体を通じて環境情報の提供を行っています。また、年2回、市民ボランティアが編集した地域環境情報誌「エコライフみしま」を発行し、市民一人ひとりの環境活動への意識向上を図っています。

本市に限らず環境報告書を作成・公表することが、事業者の環境保全に向けた取組の自主的改善とともに、社会的説明責任を果たし、社会からの信頼を勝ち得ていくことにつながるため、環境報告書を発行する市内の事業者が増えています。また、近年では環境だけではなく、経済や社会の問題解決に向けた持続可能な事業経営が市場からも求められていることから、CSR 報告書やサステナビリティレポートなどの名称で発行している事例が増えています。市では、定期的に市内事業者が「エコアクション 21」で取り組んだ活動をまとめた環境活動レポートを市役所で展示し、市民への情報発信を行っています。

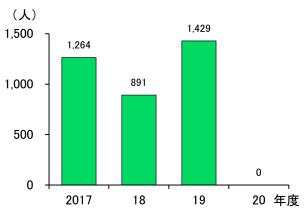
3環境保全活動

【地域での環境保全活動】

郷土の環境を保全し、未来に引き継いでいくためには、地域の環境は地域で守り育てていくことが必要です。本市では、エコリーダーが、地域の特徴を生かした環境活動を行っています。

このほかにも、三島市民活動センターで「環境の保全を図る活動団体」として登録されている市民活動団体は、2022(令和4)年2月現在で18団体あります。その活動内容は、河川や湧水の水質保全、山林・竹林などの自然環境保全など多岐にわたっています。

また、市内の事業所などで 1979 (昭和 54) 年度に設立された「三島地区環境保全推進協議会」や、狩野川水系の水質保全を目的として 1966 (昭和 41) 年度に設立された「狩野川水系水質保全協議会」などの組織でも、環境保全活動が実施されています



清掃奉仕活動・環境講演会参加人数の推移

【エコリーダー】

本市は 2001 (平成 13) 年度から 2007 (平成 19) 年度にかけて、市民の環境意識を高め、環境活動への意欲とボランティア精神を培うことを目的に市民環境大学を開催しました。その修了生が、「地域の環境は地域で守り育てる」を合言葉に、地域に住む人たち(自治会、幼稚園、保育園、学校など)と一緒になって活動を展開しています。具体的には、ごみ拾いをしながら行う史跡めぐりや自然観察会の実施、花壇づくり、川の清掃など、地域の特徴を生かした環境活動を行っています。

【地域のボランティア活動の拠点となるエコセンター】

環境ボランティア団体の活動拠点や環境情報の発信拠点として活用を図るため、登録有形文化財である旧三島測候所を「エコセンター」として整備しました。現在は、市民等に一般公開するとともに、ストップ温暖化推進員、エコリーダー、エコライフみしま編集スタッフの活動拠店として活用されています。

第2章 環境の現状と課題

地域における環境保全活動

	概要
三島市ストップ温暖化	家庭や事業所で取り組める地球温暖化対策について、普及啓発を行うことを
推進協議会	目的に、2009(平成 21)年6月に設立されたボランティア団体です。地球
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	温暖化に関するイベント、講習会などを行っています。地球温暖化対策の継
	続的な普及啓発活動が評価され、「平成 30 年度地球温暖化防止活動環境大臣
	表彰(環境教育活動部門)」を受賞しました。
環境美化推進員	各地域における環境美化推進のリーダーとして、市から委嘱された方々で、
	地域の環境美化や環境衛生活動を推進しています。
ごみ減量アドバイザー	ごみの減量やリサイクルに関する活動を自ら率先して行うとともに、市民や
	事業者に対し、自らまたは市と協働で周知啓発活動を行うボランティアの
	方々です。
三島地区環境保全推進	環境問題について情報交換及び環境関連技術の研さんなどを通じて、地域の
協議会	環境保全を推進するために設立された「三島地区環境保全推進協議会」は、
	市内の事業所・団体で構成され、市の主催する環境保全事業に協力するとと
	もに、独自に講演会・研修会・各種事業を実施しています。
生涯学習団体の環境ボラ	女性、青少年、市民団体などが河川清掃や夏まつりごみ拾い清掃などの環境
ンティア活動	ボランティア活動に参加しています。
地域環境づくり事業	エコリーダーを中心に市内各地区で環境講座、ごみ拾い活動、自然観察会、
(エコリーダー活動会議)	環境パトロールと名所めぐりウォーキングなどの活動を展開しています。
(地域環境情報誌)	また、エコライフみしま編集スタッフと市が協働で、地域環境情報誌を編集
	し発行しています。
三島の川をきれいにする	流域自治会や各種団体、市職員などの協力により、市内の河川清掃(桜川・
奉仕活動	御殿川・蓮沼川)を実施しています。
公園ボランティア制度	地区の自治会と公園ボランティアの覚書を取り交わし、地元住民と協働によ
	り公園の維持管理を行っています。
ゴミ拾いツアー	JR 三島駅南口から三島市役所まで、市民参加のもと、街中の美化活動を行っ
	ています。

※各地域でおこなわれている環境保全活動の一部を抜粋して掲載している。

課題

- ●本市の特徴でもある環境リーダーの育成を継続し、環境ボランティアとして活躍する人材を 増やしていくことが必要です。
- ●環境ボランティア団体が、自治会や小・中学校などの地域社会と連携して環境保全活動を実施できるように支援していくことが必要です。
- ●市民や事業者のニーズを踏まえた環境情報の提供が必要です。
- ●環境に関する取組を SDGs の目標に位置づけることで、各主体の共通の目標として共有し、協働・共創を推進することが必要です。

COOL CHOICE の普及

本市は地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に 賛同し、地球温暖化対策を推進しています。2017(平成 29)年 4月には、クールビズ実施の推進、LED などの省工ネ機器への買い替えなどを重点取組項目とした「三島市 COOL CHOICE 宣言」を実施しました。そのほか、ウォームビズ実施の推進、照明の効率的な利用促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利用促進、エコカーの普及促進を取組項目として推進しています。

イベントでは、環境ボランティアと協働で啓発活動を行いながら、 アンケートを実施して COOL CHOICE 賛同者を募った結果、 2019 (令和元) 年度の賛同者件数は878件でした。



ライトダウン! キャンドルナイトみしま